

つくば市再生可能エネルギー発電設備の 適正な設置及び管理に関する条例の概要



つくば市

はじめに

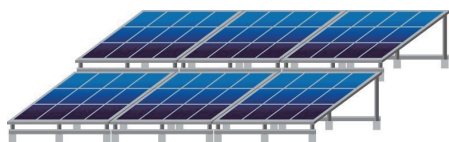
つくば市では、再生可能エネルギー発電設備について、災害の防止、良好な景観の形成、生活環境の保全及び地域社会との調和を図ることを目的として、「つくば市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」を制定しました。

公布:令和5年12月28日 施行:令和6年4月1日

条例の適用を受ける発電設備

条例の適用を受ける発電設備は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備であって、太陽光又は風力をエネルギー源とし、土地に自立して設置されるものとなります。

太陽光発電設備



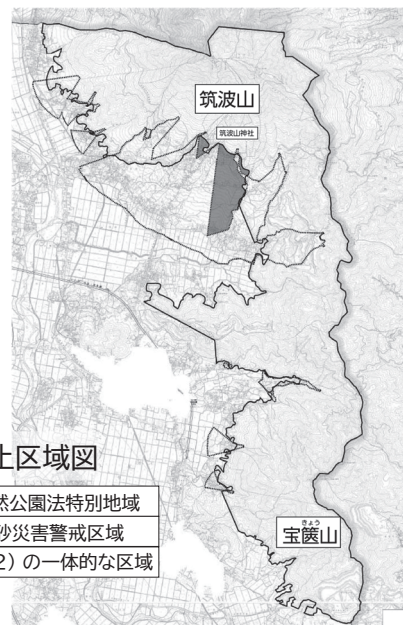
風力発電設備



禁止区域

次に掲げる区域においては、発電設備を設置することはできません。

- (1) 自然公園法第20条第1項に規定する特別地域
- (2) 筑波山及び宝篋山の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域
- (3) 上記(1)及び(2)の区域と一体的な区域



禁止区域図

—	(1) 自然公園法特別地域
-----	(2) 土砂災害警戒区域
■	(1)と(2)の一体的な区域

抑制区域

次に掲げる区域においては、発電設備を設置しないよう努めてください。

- (1) 砂防法第2条の規定により指定された土地
- (2) 文化財保護法第92条第1項に規定する埋蔵文化財を包蔵する土地及び同法第109条第1項に規定する史跡並びに茨城県文化財保護条例第40条第1項に規定する茨城県指定史跡
- (3) 河川法第6条第1項に規定する河川区域、同法第54条第1項に規定する河川保全区域及び同法第56条第1項に規定する河川予定地
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (5) 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域及び農地法第4条第6項第1号に掲げる農地
- (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域(禁止区域(2)の区域を除く。)

届出の対象

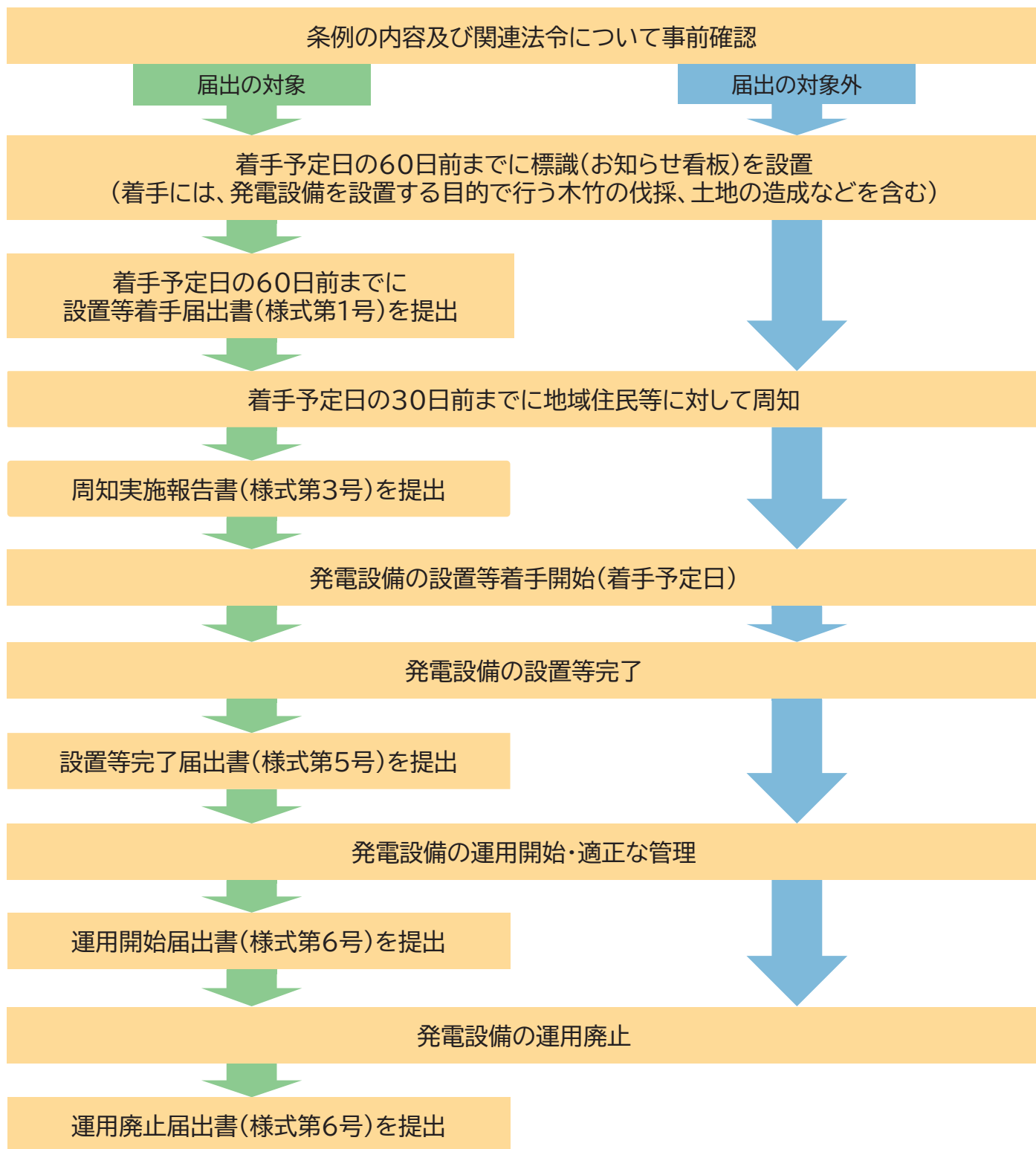
以下に該当する発電設備は、届出の対象となります。

太陽光発電設備:発電出力50kw以上※

風力発電設備:支柱の高さが15mを超えるもの

※同一又は隣接する敷地に、複数の発電設備の設置等を行う場合、合算した発電出力が50kw以上となる場合も含まれます。

手続きの流れ(届出の対象外でも、周知や適正な管理などが必要です。)



計画内容の周知

条例の適用を受ける発電設備を設置するときは、次に掲げる方法により、計画内容について周知を行ってください。

【お知らせ看板の設置】

着手予定日の60日前から発電設備の設置が完了するまでの間、次に掲げる事項を記載した標識(お知らせ看板)を事業区域内の見やすい場所に設置してください。

- (1) 発電設備の名称、所在地、種類
- (2) 事業区域の敷地面積
- (3) 発電設備の高さ、発電出力
- (4) 着手予定日、完了予定日
- (5) 発電設備の運用開始予定日
- (6) 事業者の氏名、住所、電話番号
- (7) 工事施工者の氏名、住所、電話番号

種類	太陽光発電設備
名称	〇〇〇〇発電所
所在地	つくば市〇〇〇〇〇〇
敷地面積	〇〇〇㎡
高さ	〇m
発電出力	〇〇kw
着手予定日	令和〇年〇月〇日
完了予定日	令和〇年〇月〇日
運用開始予定日	令和〇年〇月〇日
事業者	〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
施工者	〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

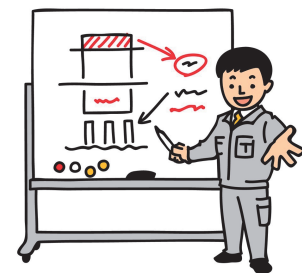
【地域住民等への周知】

着手予定日の30日前までに、戸別訪問又は郵送により、地域住民等に対して周知を行ってください。



【説明会の開催】

地域住民等から説明会を開催するよう求めがあったときは、速やかに開催してください。



※地域住民等

- (1) 事業区域に隣接する土地の所有者
- (2) 事業区域に隣接する土地の上に存する建築物の所有者又は居住者
- (3) 事業区域の敷地境界線から100メートル以内の範囲に存する建築物の所有者又は居住者

- 地域住民等が計画内容を十分に理解するよう努めてください。
- 苦情が寄せられたときは、誠意を持ってその解決に努めてください。

発電設備の適正な設置

条例の適用を受ける発電設備を設置するときは、災害の防止、良好な景観の形成及び生活環境の保全に関する事項を遵守してください。

項目	遵守事項
災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> (1) 土地の形質変更は、最小限にとどめてください。 (2) 降雨量等から想定される雨水を敷地内で処理するなど、有効に排水できる措置を採り、隣接地や道路への流出を防止する対策を講じてください。 (3) 土砂の流出を防止する対策を講じてください。 (4) 盛土面又は切土面の保護が必要な場合は、擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水等の対策を講じてください。 (5) 盛土又は切土をする場合で、地下水により崖崩れ又は土砂の流出のおそれがある場合は、地下水を排出する施設の設置等の対策を講じてください。 (6) 崖地の近隣に設置する場合は、崖肩からの隔離、崖肩沿いの排水等により、崖地の崩壊対策を講じてください。 (7) 湧き水がある場合は、湧き水を排出する施設の設置等の対策を講じてください。 (8) 地盤が軟弱である場合は、地盤改良等の措置を採ってください。
良好な景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 筑波山への眺望景観を阻害しないよう、発電設備の設置位置及び形態意匠に配慮してください。 (2) 発電設備は、周囲の景観と調和を考慮して、低明度及び低彩度のものを使用し、太陽光モジュールは、低反射で模様が目立たないものを使用してください。 (3) 河川、湖沼等が近接する場合は、水辺空間の景観を損なわないよう、発電設備の設置位置及び形態意匠に配慮してください。 (4) 幹線道路の街路樹やペDESTリアンデッキが近接する場合は、緑の連続性と調和するよう、発電設備の設置位置及び形態意匠に配慮してください。 (5) 尾根線上、高台又は丘陵地に設置する場合は、伐採等により樹木の連続性や稜線を乱したり、土地形状に違和感を与えたりしないよう配慮してください。
生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業区域内に事業関係者以外の者が容易に立ち入ることがないように、対策を講じてください。 (2) 道路の見通しの妨げにならないよう、敷地境界線からの後退等の対策を講じてください。 (3) 住宅が近接する場合は、圧迫感、騒音、熱、反射等に配慮して、敷地境界から後退させる、植栽を設けて遮蔽するなどの対策を講じてください。 (4) 盛土又は切土を行う場合は、土砂の流出による地域の水源の水の濁りを防止する対策を講じてください。

条例の適用を受ける発電設備は、次に掲げる方法により、適正な管理を行ってください。

【管理看板の設置】

発電設備の運用を開始する前までに、次に掲げる事項を記載した標識(管理看板)を設置してください。

- (1) 発電設備の名称、所在地、種類
- (2) 事業区域の敷地面積
- (3) 発電設備の高さ、発電出力
- (4) 運用開始日
- (5) 事業者の氏名、住所、電話番号

種類	太陽光発電設備
名称	〇〇〇〇発電所
所在地	つくば市〇〇〇〇〇〇
敷地面積	〇〇〇㎡
高さ	〇m
発電出力	〇〇kw
運用開始日	令和〇年〇月〇日
事業者	〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

【立ち入り防止対策】

発電設備の運用を開始するまでに、事業区域内に事業関係者以外の者が容易に立ち入ることがないように、フェンス等を設置してください。

【除草・清掃】

事業区域内において、定期的に除草や清掃を行ってください。

【保守点検】

発電設備の安全な運用を確保するために必要な保守点検を実施してください。

【適切な措置】

保守点検により、異常を確認したときは、速やかに適切な措置を講じてください。

【破損した場合の対応】

自然災害その他の事由により発電設備が破損した場合は、被害を最小限にとどめるために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発電設備を復旧又は撤去してください。

【緊急対応マニュアル】

自然災害、事故、機器の故障等が発生した場合、速やかに対応できるよう、緊急時の連絡網や事象別の対応を示した緊急対応マニュアルを作成してください。

【廃止後の撤去】

発電設備の運用を廃止した場合は、速やかに発電設備を撤去してください。

- 条例施行(令和6年4月1日)以前に設置した発電設備も、当該条例に基づき適正な管理を行ってください。

提出書類（届出の対象の場合）

【設置等の着手の届出】

着手予定日の60日前までに提出してください。（2部）

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の設置等着手届出書(様式第1号)
- (2) 再生可能エネルギー発電設備の設置配慮事項確認書
- (3) 添付図書

種類	明示すべき事項
位置図	(1) 方位、道路及び目標となる地物 (2) 所在地
配置図	(1) 方位及び縮尺 (2) 敷地の形状及び寸法 (3) 発電設備の位置、形状及び寸法 (4) 送電に係る電柱の位置及び寸法 (5) 敷地の接する道路の位置及び幅員 (6) 隣接する土地の利用状況、用途等 (7) 土地の高低 (8) 外構施設(フェンス、植栽、擁壁等)の位置、種類及び寸法 (9) 建築物の位置(事業区域内に建築物がある場合に限る。)
立面図	(1) 縮尺 (2) 発電設備の形状、寸法及び材料 (3) 図面への着色
カラー現況写真	(1) 所在地の現況 (2) 所在地付近の現況(2方向以上) (3) 標識(お知らせ看板)の設置状況
その他	(1) 発電設備及び外構施設のカタログ等 (2) 市長が必要と認める図書

【周知等の届出】

地域住民等に対して周知を行ったとき、又は、説明会を開催したときは、提出してください。（1部）

- (1) 周知等実施報告書(様式第3号)
- (2) 添付図書

種類	明示すべき事項
位置図	(1) 所在地 (2) 周知の対象者が所有し、又は居住する土地及び建築物の位置
配布資料	周知又は説明会において使用したものと同一のもの
地域住民等からの意見等	(1) 意見等の要旨 (2) 意見等に対する対応策
名簿	周知の対象者又は説明会の参加者の氏名及び住所
その他	(1) 配布資料以外に周知又は説明会において使用した資料 (2) 市長が必要と認める図書

提出書類（届出の対象の場合）

【設置等の変更の届出】

設置等着手届出書の提出後、届出内容を変更するときは、提出してください。（2部）

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の設置等変更届出書(様式第2号)
- (2) 【設置等の着手の届出】に掲げる図書のうち変更に係るもの

【設置等の完了の届出】

発電設備の設置等が完了したときは、提出してください。（1部）

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の設置等完了届出書(様式第5号)
- (2) 発電設備設置状況が確認できるカラー現況写真

【運用開始等の届出】

発電設備の運用を開始したとき、又は、発電設備の運用を廃止したときは、提出してください。（1部）

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の運用開始・廃止届出書(様式第6号)
- (2) 標識(管理看板)の設置状況が確認できるカラー現況写真 ※運用開始の場合

※ 運用開始の届出書の提出後、事業者の氏名・住所・電話番号、発電設備の名称などに変更があったときは、再生可能エネルギー発電設備の設置等変更届出書(様式第2号)を提出してください。（1部）

【設置等の廃止の届出】

設置等着手届出書の提出後、発電設備の設置等を取り止めるときは、提出してください。（1部）

- ・再生可能エネルギー発電設備の設置等廃止届出書(様式第4号)

提出先・問合せ先

つくば市都市計画部都市計画課

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

TEL 029-883-1111(代)

令和6年3月発行